

令和元年第3回砂川市議会定例会
予算審査特別委員会

令和元年9月9日（月曜日）第1号

開会宣告

正・副委員長の互選

開議宣告

議案第 4号 砂川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5号 砂川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1号 令和元年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 令和元年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第 3号 令和元年度砂川市介護保険特別会計補正予算

○出席委員（11名）

委員長 辻 勲 君
委員 中道博武君
佐々木政幸君
増山裕司君
増井浩一君
小黒弘君

副委員長 高田浩子君
委員 多比良和伸君
永関博紀君
飯澤明彦君
沢田広志君

（議長 水島美喜子）

○欠席委員（1名）

委員 北谷文夫君

○ 予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂川市長 善岡雅文
砂川市監査委員 栗井久司

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副市長 湯浅克己

総務部 兼 會計管理 部長	熊崎 一 弘
総務課 部長	東 正 人
総務課 副審議 監	板垣 喬 博
市長公室 課 長	安原 雄 二
政策調整 課 長	井上 守 樹
庁舎建設推進 課 長	畠山 秀 宏
庁舎建設推進課 副審議 監	徳永 敏 敏
開発推進 課 長	金泉 敏 博
市民部 部長	峯田 和 興
市民生活 課 長	増井 稔 美
税務 課 長	堀田 一 茂
保健福祉部 部長	中村 一 久
社会福祉課 部長	斉藤 隆 史
兼 子ども通園センター 所長	
介護福祉課 部長	佐藤 哲 朗
兼 ふれあいセンター 所長	
ふれあいセンター 副審議 監	松原 明 美
経済部 部長	福士 勇 治
商工労働観光 課 長	為国 修 一
商工労働観光課 副審議 監	岩淵 真 里
農政 課 長	野田 勉 史
建設部 部長	近藤 恭 也
建設部 技 監	小林 哲 一
兼 土木課 副審議 監	岩崎 賢 樹
建築住宅 課 長	金丸 秀 人
建築住宅課 副審議 監	渋谷 正 紀
病院事務局 部長	朝日 博 基
病院事務局 審議 監	
兼 医事課 部長	
管理 課 長	為国 泰 朗
管理課 技 術 長	大内 文 雄
経営企画 課 長	渋谷 和 彦
地域医療連携 課 長	山川 和 弘
研修管理室 副審議 監	森 田 康 晴

- | | |
|--------------|-----|
| 附属看護専門学校副審議監 | 細川仁 |
|--------------|-----|
3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者
- | | |
|---------------------|-------|
| 教 育 長 | 高橋豊 |
| 教 育 次 長 | 河原希之 |
| 学 務 課 長 | 安田貢 |
| 学 務 課 指 導 主 事 | 松田安弘 |
| 社 会 教 育 課 長 | |
| 兼 公 民 館 長 | 今崎大三 |
| 兼 函 書 館 長 | |
| ス ポ ー ツ 振 興 課 長 | 佐々木純人 |
| 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 | 橋加奈子 |
4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者
- | | |
|-------------|-----|
| 監 査 事 務 局 長 | 山形讓 |
|-------------|-----|
5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者
- | | |
|-------------------------|------|
| 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 | 熊崎一弘 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 次 長 | 東正人 |
6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者
- | | |
|---------------------|------|
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 福士勇治 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 次 長 | 野田勉 |
7. 本委員会の事務に従事する者
- | | |
|-----------|-------|
| 事 務 局 長 | 和泉肇 |
| 事 務 局 次 長 | 川端幸人 |
| 事 務 局 主 幹 | 山崎敏彦 |
| 事 務 局 係 長 | 斉藤亜希子 |

開会 午後 1時18分

◎開会宣告

○議長 水島美喜子君 ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

◎正・副委員長の互選

○議長 水島美喜子君 お諮りします。

正副委員長の互選については、慣例により私から指名することにご異議はありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、私から指名をいたします。

予算審査特別委員長には辻勲委員、同副委員長には高田浩子委員を指名します。

休憩 午後 1時19分

〔委員長 辻 勲君 着席〕

再開 午後 1時20分

○委員長 辻 勲君 それでは、私委員長、辻と副委員長、高田浩子委員でよろしくお願ひします。

どうぞ皆さん、暑いですから上着を脱いでください。

議事に入る前に本委員会には北谷文夫委員が欠席していますので、ご報告申し上げます。

ここでお諮りします。本日の委員会に一般傍聴の方から本委員会傍聴の申し出がありました。このことについて許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、委員会傍聴を許可することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時21分

再開 午後 1時21分

○委員長 辻 勲君 休憩中の委員会を再開いたします。

◎開議宣告

○委員長 辻 勲君 それでは、議事に入ります。

○委員長 辻 勲君 本委員会に付託されました議案第4号 砂川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 砂川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 令和元年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 令和元年度砂川市国民健康保

険特別会計補正予算、議案第3号 令和元年度砂川市介護保険特別会計補正予算の6件を一括議題とします。

お諮りします。審査の方法としては、まず予算先議議案の審査を行い、次に一般会計を行うこととし、歳出を款、項ごとに、続いて歳入の審査の順で行い、次に特別会計の歳入歳出を一括審査する方法を進みたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

初めに、議案第4号 砂川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号 砂川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

高田浩子委員。

○高田浩子委員 議案第6号、砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてお伺いします。

1つ目といたしましては、3ページにあります第13条1項中、(3)のア、イについて詳しくお知らせいただきたいということと認定保育者に当たっては、どういった保育者が当たるのかと支給額のことについてお伺いします。

○委員長 辻 勲君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 斉藤隆史君 今回の条例改正につきまして、第13条のうち(3)の部分、食事の提供に要する費用ということで、それぞれ3ページから4ページにかけて、アからウにかけて定めているところでございます。

まず、今回の条例全般に当たりまして国の制度改正に伴いまして、用語の部分が多いのですが、教育・保育給付認定ということで、給付に準じたまず主語の変更が多数になるところでございます。今回この条文の中で食事の提供に要する費用ということで、まずこれは基本的な食事の提供に係る費用に関する定義なのですが、満3歳以上あるいは以下を境にしまして、いわゆる1号認定、そして2号認定、3号認定ということで、それぞれに条件が違いますが、それぞれの条件に応じた基本額、基準額という部分での条例の制定でございます。

また、実際にはこれにかかってきます費用といいますのはまた市場価格等々で変わってくるのですが、これはいわゆる国のほうでいろいろなものを計算する上での公定価格ですとか、あるいは基本的な費用を算出する上での基本的な金額をそれぞれのお子さんあるいは家庭の条件に応じて定めているものというところでございます。

○委員長 辻 勲君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 ありがとうございます。先ほど本会議中にもお伝えいたしましたが、食育は、3歳未満児は保育料の中に含まれている。ですが、3歳以上児につきましては食と保育とが分かれまして、その基準に応じ、保育無償化とは申しまして食が外れてしまいました。その点におきまして、市としては第1子は10%軽減、第2子、第3子についても国に上乘せしていわゆる改正するような条例の内容でございますけれども、今後も保護者の負担がさらに少なくなるように1歩ずつ段階を踏んで考えていっていただきたいと思っております。

それでは、7ページの第42条の4番目に当たります市長はという点での文言がございしますが、その内容について詳しくお知らせいただけたらと思っております。

○委員長 辻 勲君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 斉藤隆史君 ただいまの質問でございますが、今回改正した中での6ページが一番下のところの第42条に加えるという部分で、7ページにわたりまして、2、3、4の、7ページの上のほうにあります4項ということでよろしかったでしょうか。この4番の市長は、特定地域型保育事業者によるという部分でございますけれども、これは

連携施設の確保が著しく困難である場合、例えば食事の提供ですとか、そういった場合に地域型の保育事業者におきましては必ずしも自前の調理施設ですとか、そういったものを備えなくても運営することができるのですけれども、その場合におきましてはそのかわりとなる食事等の提供をしていただくいわゆる連携施設、こういったものの確保をする必要がある。また、場合によってはゼロ、1、2歳児を預かった場合に3歳児になった場合の行き先をきちんと確保する。こういったもろもろのいわゆる連携施設というのがあるのですけれども、昨今の法改正の中でなかなかこの辺は縛りが厳しいと運営がしづらいという部分もございまして、この辺の連携の確保が著しく困難であるという場合には必ずしもその限りではないというように、このような4番のような改正が行われているというところでございます。

○委員長 辻 勲君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 内容についてはわかりました。先ほども食のことについて、主食費が砂川市では自分でお弁当を主食だけ持ってくるということでございますが、衛生面に関しましても非常に問題があるということで、全国的にもいろいろ問題になっております。それで、副食、現時点までも主食費としてお金をいただいているという場合もありますし、今回の無償化におきまして副食費、主食費、両方とも無償化に市で助成して行いますという市町村も全国的にどんどんふえていっておりますし、それも保育連盟のほうからとしてもぜひその課題としましては自治体で頑張りたいという、本当は国が保育と食育を外してしまったということが根本的な原因なのですけれども、そのことに関しましては保護者の方々も子供たちも本当に食と切り離されてしまったという点におきましては不親切な部分もありますので、ぜひとも子育ての一環として今後とも市として今までの財源の利用、そして保育にかかっていた財源の浮いた部分の利用、そして副食費、10%だけではなく、副食費無償化、そして主食費、プラスして、あわせて給食費と申しますが、給食費無償化に向けて今後とも取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございました。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第6号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

これより補正予算に入ります。議案第1号 令和元年度砂川市一般会計補正予算の歳出

から審査に入ります。

20ページ、第2款総務費、第1項総務管理費について質疑ありませんか。発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、22ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費について質疑ありませんか。質疑ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、第2項児童福祉費について質疑ありませんか。

高田浩子委員。

○高田浩子委員 第3款民生費の児童福祉費のうち幼児教育無償化に関する経費についてお伺いいたします。

子育てのための施設等利用給付費につきまして、内訳等を総括でお聞きいたしましたが、無償化による市町村の負担分は国から補填されるという考えでよろしかったのか、お伺いいたします。

○委員長 辻 勲君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 斉藤隆史君 本年度におきます無償化に要する経費につきましては、原則国が負担することになっております。このたびの歳入予算におきまして臨時交付金または国、道からの負担金という形で歳入補填されているところでございます。

○委員長 辻 勲君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 国からの補填につきましては、来年以降も継続して実施されるものなのでしょうか、お伺いいたします。

○委員長 辻 勲君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 斉藤隆史君 国では、原則今年度においてはということで見解を示しているのですが、現在のところ来年度以降につきましては交付税措置となる見込みなのでございますが、それ以上の細かい制度設計ですとか、あるいは具体的な、恐らく4分の1といった割合になってくると思うのですが、市町村の負担分の具体的な制度設計という部分についてはまだ見えていないという状況でございます。

○委員長 辻 勲君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 わかりました。今回の無償化によりまして、先ほどからも述べておりますが、市の財源として、いわゆる浮く分というのは発生するのでしょうか。また、その分をほかの事業に回す等の考えはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○委員長 辻 勲君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 斉藤隆史君 今回の無償化に伴いまして、市の予算に対しまして一番影響の大きな部分としましては、保育料の負担金、いわゆる保育料です。この歳入が当然なくなるという部分が一番影響が大きい部分でございます。具体的には、10月からの6カ

月分ということで、概算なのですけれども、約1,900万円ほど無償化に伴い歳入が入ってこなくなるという形になります。これに対しまして補助金等で支出しなくてもよくなる部分というのがございますので、その辺を差し引きいたしましても、これも概算なのですけれども、半年間でおよそ800万円ほど歳入が減になるよという計算になってございます。今年度につきましては、この分国の補填というのが見込まれるのですけれども、先ほどもご答弁しましたとおり来年度以降についての財源措置のまだ見えていない部分があるということと今歳入が減るといふ部分で、なかなかこの部分というのは新しい財源として位置づけるのは難しいのかなという状況でございます。ただ、そういった状況の中にございまして、先ほど総括質疑でもご答弁申し上げましたけれども、副食費につきましては軽減措置をとっていくというような措置を考えておりますので、委員さんの言うような新しい財源、いわゆる浮く分ということだったと思うのですけれども、それで何かほかの事業にというお話、論点がずれるかもしれませんが、今言ったような状況の中でも副食費に対する軽減措置は実施するところでございます。

○委員長 辻 勲君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 財源がなくても財源はつくって保護者の負担を軽減する、市民の方々の、子育て世代の方々の負担を軽減するように努めていくべきかと思われま。それで、無償化によりまして子育て世代の負担が多くなってしまったり、それとあと食と保育は別なのに、先ほどの答弁にもありましたが、負担がふえる家庭はない。だけれども、負担がふえる家庭がなければよしではなく、砂川市が食を無償化している。子育てに対して、子育て世代に対して優しい気持ちで、本当に広い心を持って財源をさらに余裕を持ってつくって、子育て世代、そして未来を担う子供たちのために充てていくのが大切だと思いますので、これから国の負担の軽減がなくなったとしても、さらにそれをそのラインを下回ることなく、さらにラインを上を持っていけるように、市として今後努力することが市の活性化にもつながり、そして市の人口増にもつながることではないかと思っておりますので、ぜひとも努力していただきたい。そして、私も今後とも求めていきたいと思っております。ありがとうございました。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続きまして、第3項生活保護費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、24ページ、第8款土木費、第2項道路橋梁費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、26ページ、第10款教育費、第1項教育総務費について質疑ありませんか。

高田浩子委員。

○高田浩子委員 幼稚園就園奨励補助金について今年度から保育の無償化によってマイナ

スになっているということですが、このお金は、今後マイナスになったお金の使い道について伺いたします。

○委員長 辻 勲君 学務課長。

○学務課長 安田 貢君 幼稚園就園奨励補助金が制度が幼保無償化に伴い9月で終わるものですから、今回減額の補正を計上した次第でありまして、その財源が今後どのようになるのかという趣旨のご質問かと存じますけれども、これにつきましては先ほど保健福祉部社会福祉課で今年度については国の財源措置があるということでご答弁しておりましたが、子育てのための施設等利用給付費に今後使われていくものと考えております。

○委員長 辻 勲君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 ありがとうございます。おっしゃっておられるように、幼稚園、そして保育ということで今までは分かれておりましたが、保育無償化によってどちらかというところと少しまとまった形になっておりますので、同じく幼稚園に今まで使っていた経費も子供のためのお金と考えて、使い道をぜひ子供のために使っていただきたいと思います。ありがとうございました。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、28ページ、第12款諸支出金、第1項過年度過誤納還付金について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、歳入に入ります。8ページから18ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 令和元年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算の審査に入ります。

これより質疑に入ります。歳入歳出一括して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号 令和元年度砂川市介護保険特別会計補正予算の審査に入ります。

これより質疑に入ります。歳入歳出一括して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○委員長 辻 勲君 以上で本委員会に付託されました議案第4号から第6号、第1号から第3号までの各議案の審査を全て終了しました。

これで予算審査特別委員会を散会します。

散会 午後 1時45分

委 員 長